

平成 30 年度第 5・7 回
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」
質疑応答要旨

（質問者 1）

非常に大きな投資額になると、投資回収にある程度期間が必要だと思うが、区域認定は当初 10 年、その後、5 年毎。資料には実施協定は長期とあるが、実施協定は区域認定の期間に合わせるわけではなく事業者の投資回収を考慮して設定するということかなのか、考え方を教えてほしい。

（回答：丸田講師）

ご指摘の点は、事業者及び金融機関等から IR 整備法の中で使い勝手が悪いと言われている点である。シンガポールでの投資回収が 4.4 年だったのは結果として早かったのであって、一般的には 7、8 年を要する。大型投資を 7、8 年で回収できること自体がかなり特殊なビジネスだが、10 年後に再び議会の議決を得るまで、建設期間を除くと事業開始から 5 年程度しかなく、投資回収できる期間より短いことが大きな論点になっている。一方、実施協定は 30 年や 40 年の期間が想定され、実施協定があるから安心して投資してほしいという趣旨であるが、事業者としては、議決が得られない場合や首長が変わり事業が認められなくなる場合などをリスクと認識。また、事業が承認されるとしても、更新の度に議会や住民から追加の投資を求められるのではないかとといったことも懸念している。

ただ、事業者が真摯に事業を行い、RG をしっかり実践し、かつ、雇用や経済効果を生み出し、納付金を納めるといった貢献をしていけば、事業が成功しているということであり、自治体としては事業をやめることのデメリットの方が大きくなるため、事業者が事業を成功させる限り何も問題はないはずだという考えもあり、IR 事業への参入にあたり非常に大きな論点であることに間違いはない。

（質問者 2）

公益性を担保する原資となるゲーミング収益を増やすため VIP 顧客や富裕層に来てもらう必要があるが、ジャンケット（カジノに大金を賭ける客を IR 事業者に紹介したり、そうした客に宿泊先の手配や資金の融通などを行う仲介業者）が禁止される中で VIP 客の取り込みはどのようにして行うのか。

（回答：丸田講師）

私見では、VIP への考え方はマカオやシンガポールの IR とは異なる状況になる可能性があると考えている。最近の VIP 顧客は、ジャンケットと呼ばれるプロモーターのような者を使わない VIP 顧客層が増えている。諸外国では、VIP 客 1 人当たりの売上は大きい収益性は相対的に低いと言われ、理由は主にジャンケットに対する手数料やコンプ（主に VIP に対する還元やカジノ行為関連景品）にある。VIP は、様々なカジノ間を比較して還元率が高いところに行き、競争が激化し収益性が低くなっている。日本の IR では、当然 VIP も来てもらいたい、VIP とマスとのプレミアム・マスと言われる層をいかに取り込むかが非常に重要だと言われている。マス顧客 1 人 1 回当たりの売上はシンガポール等の例で 2、3 万円程度だが、プレミアム・マス顧客は、概ね 20 万円から 50 万円程度。

（質問者 3）

コンソーシアム（共同事業体）を組む日本企業は背面調査をクリアする企業で、中小企業にもチャンスがあるとのことであるが、スケール感やどういった企業が組めるのか詳しく教えてほしい。

平成 30 年度第 5・7 回
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」
質疑応答要旨

（回答：丸田講師）

説明に若干誤解があったかもしれない。個々の中小企業が直接投資してコンソーシアムに参画するのは、難しい面もある。外資系 IR 事業者は、コンソーシアムを組む際、一般的にはなるべく調整する相手の数が少なく誰かがしっかり取りまとめてくれることを期待していると想定されている。一方で、背面調査を受けない 5%未満の小口で出資したいというニーズがあるので、例えば、中小企業が集まって一つの会社を作り、地元ステークホルダー（利害関係者）として参加する形は十分可能性があるという個人的には考えている。だが、チャンスがあると言いたかったのは、出資面よりもリソース（資源）面である。委託先や材料や食材の調達先として出資を伴わない関係も要求され、特に中小企業にはそこにチャンスがあると考えている。

（質問者 4-1）

背面調査の対象となる株主の 5%出資は、何を母数とした 5%なのか。

（回答：丸田講師）

IR 事業者の発行済み株式を 100%として、それに対する 5%以上が背面調査の対象になる。ただ、5%は目安であり、5%未満でも実質的な影響力がある事業者は、仮に 1%未満でも背面調査をされると言われている。例えば、反社会的勢力と繋がっている可能性があるなどといった情報があると 5%未満でも調査をするという意味と理解している。

（質問者 4-2）

IR の納付金等を活用して、カジノ以外のギャンブルも含めた依存症対策を行うとのことであるが、財源を活用するのは国もしくは自治体である。カジノによる依存症には IR 事業者が対策し、パチンコや公営ギャンブルによる依存症に自治体が対策するということか、どういう建付けになっているのか。諸外国では依存症対策にどれぐらい投資されているのか。

（回答：丸田講師）

依存症対策への財源の使い方は、あくまで諸外国の例としか言いようがなく、どうするかは各自治体が考えることだと思っている。海外では、相談窓口等で、カジノの依存症に関する相談だけでなく、その地域にある様々なギャンブルやゲームの依存症も含めて対処している例もある。

依存症の要因をカジノだけで切り分けることは難しく、複合的な依存症の方もいるため、アルコールや薬物依存も含めて対策するというのであれば、まとめて IR の財源を活用して対応するという事もあると思われる。また、いくら投資するかというのは、自治体の事情と判断によって異なるため、一般的に何%が妥当というものはないと考えている。

（質問者 5）

中小企業が一体となってジョイントベンチャー（合弁企業）を作った場合、施設供用事業者として IR 事業者と一緒にその土地を運営する立場に入ることになるか。

（回答：丸田講師）

施設共用だけではなく、実際に運営事業者に入る可能性がある。施設の整備・保有主体と運営主体を分離する上下分離方式も考えられるが、上下分離方式による仕組み構築は難易度が高く、おそらく最初に区域認定される三か所では、一つの事業者が運営から施設の保持まで全てを担う

平成 30 年度第 5・7 回
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」
質疑応答要旨

ことになる可能性が非常に高い。そこへ地元企業の連合体が出資する可能性がある。ただし、個別の企業がバラバラに出資することは難しいため、現実的にはある程度まとまって参加する方が可能性としてはあり得ると考える。

（質問者 6）

IR 事業者が、地域で雇用や建設の事業者等を調達したり、地元企業とでコンソーシアムをつかって運営をしたりする際、建物を建てる等の決定権は、どこに委ねられるのか。

（回答：丸田講師）

IR は民設民営であるため、最終的にはコンソーシアム、つまり IR 事業者が決定することになる。自治体が、IR 事業者が地元の経済界とどのような形でパートナーシップを組むのかについて事業者選定の審査項目に入れるということも考えられる。一方で、WTO のルール等があり、地元調達率を要求したり直接的に評価したりすることは難しい面があると聞いている。IR 事業者は当然選定されたいと考える中で、ほとんどのリソースが日本にしか無いことを踏まえると、おそらく事業者自らが地域の経済界と話をし、何らかの仕組みをつくって提案の中でアピールし、結果として地域から調達される形になる可能性は非常に高いと考えている。

（質問者 7）

IR ができると一大商業圏ができ既存の商圈と競合するのではないか。食材等を納品するなど儲かる業者もあるだろうが、接客業等では少し損をすところも出てくると思う。昭和の時代から続く少し見劣りをする商業圏は競争力が無く客が来なくなるのではないかと思うが、どうか。

（回答：丸田講師）

同様の議論は諸外国でもあり、IR 事業者が対策を提案しているケースもある。例えば、マカオでは、客を奪われる可能性がある地元の小規模飲食店を集めて IR の中に屋台のようなものを作り、お客にそこで体験していただいて本店に行ってくださいと取組みを IR 事業者が独自で行っている。日本型 IR に必要な送客機能では、接客を担う周辺の産業や既存の観光地域としっかり連携しながら、そこを含めて潤う仕組みが期待されている。シンガポールのように閉鎖的ではなく周辺にも人の流れをつくるため、他の自治体では、例えば IR で貯まったポイントを地元の店で使った分に補助するといったことを考えているところもあると伺っている。また、あくまでシンガポールの事例だが、マリーナ・ベイ・サンズには非常に大きなホテルがあるものの、大規模な国際会議が開催されると宿泊客を吸収しきれず、近隣のホテルの単価や稼働率は上がっているというデータもある。

大阪府市が事業者を選定する際、そうした懸念への対策も含めて IR 事業者に提案を求めるといった可能性は十分にあるものと考えている。

（質問者 8）

夢洲にはコンテナヤードがあり相当の面積を占めているため、景観の問題や大型トラックがかなり走っているため交通渋滞が起りうると思う。コンテナヤードを移転する考えはないのか。

（回答：職員）

夢洲は、国際観光拠点を整備する予定であるが、物流拠点としても活用を考えており、コンテ

平成 30 年度第 5・7 回
「知る、分かる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー」
質疑応答要旨

ナヤードは引き続き活用することとしている。景観への配慮や交通対策については、IRに入る道路とコンテナヤードに入る道路を分けるなど工夫して対応できるよう検討していきたい。

（質問者 10）

治安や保安のために IR 1 地域につき 1 事業者だという根拠が非論理的である。法律を作っても新しいことをやろうというのに、成長が期待できる IR を限定するのは非常にまずい。複数事業者であった方がより効果的で継続的な IR ができる。1 事業者にしたのは MICE をさせるためではないか。MICE 事業のコストは東京や横浜、千葉等と大阪では雲泥の差。関西財界は公の場で MICE は我々の意見を聞くべきであると発言をされているが、そんなことをしていたら IR 事業者に膨大な経費負担がかかる。かつての土地信託事業のように運営責任者と経営責任者が 2 面になって訳が分からないことになり IR が廃墟になるのではないか。もっと多くの市民の理解を得るには、施行令で、何事業者を選ぶかは地域に任せるとか、国際会議場や展示場は中核施設でなく必置でないと変更すべきだ。これらの点について考え方を教えてほしい。

（回答：丸田講師）

立法者ではないため法の意図を完全には理解していないが、議論があったところを説明させていただく。ラスベガス型のように 1 区域に複数のライセンスという議論も最初はあったかと思う。しかし、カジノ施設の上限をつくるのが違法性の阻却の点からも重要であると政治的に判断されたと理解している。3つの IR 区域を認めた時に、1 区域に複数のライセンス、もしくは事業者は一つだが実際にはウエストとイースト 2つのカジノがあるようなことになると、厳格に上限を制限するという法律の趣旨に反する。まずは上限数ありきの議論の中で、1 区域 1 事業者かつ 1 カジノ施設しか認められないという議論がされていたかと記憶している。

（質問者 10）

1 事業者が 2 つカジノをつくることは駄目だと思うが、同一区域に複数事業者を認めることがなぜ悪いのか。複数事業者が認められるように、施行令等を詰める段階で考えるべきである。

（回答：丸田講師）

そのようなご意見もあるかもしれないが、現在の法律では認められない。今のところ、政省令で柔軟な運営が認められるという議論はないと認識している。

（質問者 10）

このような意見は誰に言えばいいのか。

（回答：丸田講師）

昨年 7 月に IR 推進会議の取りまとめがなされ、その後パブリックコメントが行われた。パブリックコメントの回答は政府が担当しており、今後もパブリックコメントの機会はあるはずである。おそらく、MICE など中核施設の要件に関するパブリックコメントが近々行われると思われる。また、基本方針等の政省令に関するパブリックコメントも来年の夏までのどこかのタイミングでされると思われる。貴重なご意見を国に伝えていただく機会はあるため、そこを活用いただきたい。